利用料金

お支払いいただく料金の単価は、下記のとおりです。

① 基本料金

指定短期入所生活介護の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とします。

〔併設型短期入所生活介護Ⅰ・Ⅱ〕　　1日あたりの基本利用料（従来型個室・多床室）

介護度	単位数	単価(円)	介護報酬額(円)	自己負担額(円)	
				1割	2割
要介護1	584	10.83	6,324	633	1,265
要介護2	652	10.83	7,061	707	1,413
要介護3	722	10.83	7,819	782	1,564
要介護4	790	10.83	8,555	856	1,711
要介護5	856	10.83	9,270	927	1,854

短期入所生活介護の利用料は上記の他、次のような加算をすることがあります。

1日(回)あたり

加算項目	単位数	単価(円)	介護報酬額(円)	自己負担額(円)		内　容
				1割	2割	
機能訓練指導員配置加算	12	10.83	129	13	26	専ら機能訓練指導員として従事する常勤職員を1名以上配置した場合
看護体制加算(Ⅰ)	4	10.83	43	5	9	常勤の看護師を 1 名以上配置し、都道府県知事に届け出た場合
看護体制加算(Ⅱ)	8	10.83	87	9	17	看護師を常勤換算で 4 名以上配置し、都道府県知事に届け出た場合
若年性認知症入所者受入加算	120	10.83	1,299	130	260	若年性認知症入所者に対して指定介護福祉施設サービスを行った場合
療養食加算	8	10.83	86	9	18	医師の処方箋のもとに療養食を提供した場合(1日3回まで)
在宅中重度者受入加算	413～425	10.83	4,472～4,602	448～461	895～921	利用者が訪問看護を利用していて入所中に健康上の管理を訪問看護が行った場合に加算
認知症専門ケア加算	3～4	10.83	32～43	4～5	7～9	認知症の割合が 50%以上で専門研修を受けている場合
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	18	10.83	194	20	39	介護福祉士の割合が 60%以上等、厚生労働大臣が定める施設基準に適合した場合
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	12	10.83	129	13	26	介護福祉士の割合が 50%以上等、厚生労働大臣が定める施設基準に適合した場合
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)(Ⅲ)	6	10.83	64	7	13	介護職員の常勤割合が 75%以上又は勤続 3 年以上の割合が 30%以上等の厚生労働大臣が定める施設基準に適合した場合
夜勤職員配置加算(Ⅰ)ロ	13	10.83	140	14	28	厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準に 1 を加えた数以上に職員を配置していること。
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	10.83	2166	217	434	医師により認知症の行動・心理症状が認められ、緊急に利用することになった場

						合
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	自己負担額は、 （短期入所生活介護サービス単位＋加算単位）×10.83×83/1000×自己負担率となります。					
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	自己負担額は、 （短期入所生活介護サービス単位＋加算単位）×10.83×60/1000×自己負担率となります。					
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	自己負担額は、 （短期入所生活介護サービス単位＋加算単位）×10.83×33/1000×自己負担率となります。					

※　自己負担額は、１日あたりの金額です。１ヶ月に複数日を利用した場合、自己負担額の合計金額は単位数の総合計を基に単価、保険給付率を乗じて算出しますので、上記自己負担額を基に合計した場合の金額と端数分の差異が生じます。

併設型介護予防短期入所生活介護(Ⅰ・Ⅱ)　１日あたりの基本利用料（従来型個室・多床室）

介護度	単位数	単価(円)	介護報酬額(円)	自己負担額(円)	
				１割	２割
要支援1	437	10.83	4,733	474	947
要支援2	543	10.83	5,880	588	1,176

※　介護予防短期入所生活介護の利用料は上記の他、次のような加算をすることがあります。

加算項目	単位数	単価(円)	介護報酬額(円)	自己負担額(円)		内　容
				１割	２割	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	10.83	2,166	217	434	医師により認知症の行動・心理症状が認められ、緊急に利用することになった場合
若年性認知症入所者受入加算	120	10.83	1,299	130	260	若年性認知症入所者に対して指定介護福祉施設サービスを行った場合
療養食加算	8	10.83	87	9	18	医師の処方箋のもとに療養食を提供した場合(1日3回まで)
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	18	10.83	194	20	39	介護福祉士の割合が60%以上等、厚生労働大臣が定める施設基準に適合した場合
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	12	10.83	129	13	26	介護福祉士の割合が50%以上等、厚生労働大臣が定める施設基準に適合した場合
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)（Ⅲ）	6	10.83	64	7	13	介護職員の常勤割合が75%以上又は勤続3年以上の割合が30%以上等の厚生労働大臣が定める施設基準に適合した場合
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	自己負担額は、(介護予防短期入所生活介護サービス単位＋加算単位）×10.83×59/1000×自己負担率となります。					
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	自己負担額は、(介護予防短期入所生活介護サービス単位＋加算単位）×10.83×33/1000×自己負担率となります。					
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	自己負担額は、(介護予防短期入所生活介護サービス単位＋加算単位）×10.83×33/1000×自己負担率となります。					

※　自己負担額は、１日あたりの金額です。１ヶ月に複数日を利用した場合、自己負担額の合計金額は単位数の総合計を基に単価、保険給付率を乗じて算出しますので、上記自己負担額を基に合計した場合の金額と端数分の差異が生じます。

②　食費　　１日あたり　　１４３０円

（内訳　朝食３３０円、昼食６５０円、夕食４５０円）

但し、低所得者については、１日あたりの限度額を以下のとおりとします。

負　担　段　階	１日あたりの負担限度額
第１段階	３００円

第２段階	３９０円
第３段階	６５０円
第４段階	１４３０円

③　居住費　　（１日あたり）

負　担　段　階	居室区分	
	従来型個室	多床室
第　１　段階	３２０円	０円
第　２　段階	４２０円	３７０円
第　３　段階	８２０円	３７０円
第　４　段階	１１５０円	８４０円

※　負担段階

市町村民税	世帯非課税者	第１段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者
		第２段階	合計所得金額と課税年金収入額の合計 80 万円以下の者
		第３段階	合計所得金額と課税年金収入額の合計 80 万円超の者
		第４段階	世帯課税者

④　送迎代

介護度	単位数	単価(円)	介護報酬額(円)	自己負担額(円)	
				１割	２割
送迎加算	184	10.83	1,992	200	399

※　通常の送迎の実施地域は、さいたま市の区域とします。

⑤　その他の料金等

療養食、行事参加費、理美容費等は、別途料金がかかります。

⑥　キャンセル料

利用開始前に利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

①　入所日の前日１７時までにご連絡いただいた場合	無料
②　入所日の前日１７時までにご連絡がなかった場合	１日あたりの 基本利用料の自己負担額

※　②のキャンセル料の具体例

要介護１の方が、従来型個室による利用予定であった場合は、基本利用料の自己負担額が１割の場合 633 円になります。

⑦　利用期間中の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数をもとに計算します。

※以下の場合には、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

・利用者が中途退所を希望した場合
・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
・利用中に体調が悪くなった場合
・けんか、口論、泥酔、中傷その他、他の利用者の迷惑となる行為があった場合

⑧　支払方法

月の最終ご利用日に１ヶ月分の請求書をお渡ししますので、お帰りの際に現金でお支払いいただきます。ご都合が悪い場合は、１５日以内に所定の口座へお振込みいただくか現金でお支払いお願いします。お支払いただきますと領収書を発行します。